

# 電気供給サービス提供条件書

本書面は、電力供給契約を締結するにあたり重要事項をご説明するものです。内容を十分にご理解いただいた上で、お申込みいただきますよう、お願い致します。

## 提供条件

- 電気供給サービス提供者  
・電気供給サービス提供者：兵庫電力株式会社
- 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・関西電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・兵庫電力電気需給約款に承諾いただけること
- 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金(ファミリー電灯A)、基本料金(ビジネス電灯B、低圧電力)、電力量料金、燃料調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

### 【電気料金】

・ファミリー電灯A (円、税込)

区分		単位	料金単価
最低料金(最初の15kWhまで)		1契約	327.65
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	19.76
	120kWh超過200kWhまで	第2段階	26.19
	200kWh超過300kWhまで	第3段階	20.95
	300kWh超過分	第4段階	25.45

・ビジネス電灯B (円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	388.80
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	15.66
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	19.51
	300kWh超過分	第3段階	23.70

・低圧電力 (円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	952.56
電力量料金	夏季	1kWh	14.82
	その他季		13.37

※実際の請求額には関西電力にて毎月単価が変動する燃料費調整額および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

### 【事務手数料】 (税込)

電気料金とご使用量のお知らせ(ウェブ)	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	324円

※発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。  
※各プラン毎

- 契約期間  
・契約期間は原則として2年(供給開始日から起算)といたします。また契約期間満了後は原則2年毎に同一条件にて需給契約を自動更新するものとします。

- 解約違約金  
・最低利用期間は通常供給開始日から2年とし、最低利用期間内での変更又は解約に対し、解約金が発生します。(更新期間を除く) (不課税)

解約金	9,800円
-----	--------

※上記解約金は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。

## 契約手数料等

- 契約事務手数料  
初回契約時のみ契約事務手数料、3,240円(税込)を申し受けます。初回の電気料金に合算してご請求させていただきます。  
※各プラン毎

## お申込み方法

- 兵庫電力の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気供給約款に承諾のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入し、お申込みください。ご郵送でのお申込みの場合は兵庫電力株式会社 申込受付係(〒541-0054 大阪市中央区南本町2-1-3 セントピア堺筋本町ビル5階)宛にご郵送ください。
- 一部、お電話でのお手続きも承っております。お問い合わせ窓口(0800-222-1001)
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## 供給開始時期

- お客さまから当社へのお申込み完了後、送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが完了します。その後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、お申込みの際にご記入いただいた供給開始予定日のご希望には添えない場合がございますので予めご了承ください。

## 電気料金の算定

### (1) 電気料金の算定期間

- 原則として毎月1日から月末日までといたします。(契約開始月または廃止月を除く)
- 契約開始月の算定期間は、供給開始日から月末日といたします。
- 契約廃止月の算定期間は、当該月1日から供給廃止日といたします。
- 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので予めご了承ください。

### (2) 使用電力量の算定

- 使用電力量の計量は、一般電気事業者により設置された計量器により行います。
- 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

## お支払い

### (1) 支払方法

- お支払い方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。

### (2) お支払い期日

- 支払期日が休祝日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。

### (3) 請求額のインターネットでの確認

- 毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。

### (4) 翌月請求分への合算

- 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますので予めご了承ください。

### (5) 延滞利息の請求

- 契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料(324円(税込)各プラン毎)を合算して請求させていただくことがございます。

### (6) 解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが料金の支払期日を過ぎてもお支払いはされない場合  
・この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務(延滞利息、延滞通知手数料等、その他この約款から生ずる金銭債務)を支払わない場合  
電気需給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は解約金が発生します。

## 解約・変更手続き

### (1) 解約・変更の受付

- お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。

### (2) 変更内容のお知らせ

- 変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。
- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

その他詳細の約款についてはサービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。  
<http://hyogo-epco.jp/agreement/>

## 共同利用プライバシーポリシー

共同利用する者の範囲	○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1 ・小売電気事業者※2 ・一般送配電事業者※3 ・電力広域的運営推進機関 ・需要抑制契約者※4
共同利用の目的	(1)託送供給契約又は電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため (2)小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。 )又は電気受給契約(以下「小売供給等 契約」といいます。)の廃止取次※5のため (3)供給(受電)地点に関する情報の確認のため (4)電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため (5)ネガワット取引に関する業務遂行のため
共同利用する情報項目	(1)基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号 (2)供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法 (3)ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
共同利用の管理責任者	(1)基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者(但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者) (2)供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者 (3)ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ([http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/retailers\\_list/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/))をご参照ください)

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます)をいいます(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ(<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>)をご参照ください)

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

## 契約解消(クーリング・オフ)に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約解消(クーリング・オフ)を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ①当社からの勧誘を受け、本申込書により契約を締結した日(その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあたっては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。
- ②①に記載した事項にかかわらず、お客様が、同社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して脅迫したことより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込書の撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- ⑥契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その金額を返却いたします。
- ⑦契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客様等(同法第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいう)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】兵庫電力株式会社 申込受付係(〒541-0054 大阪市中央区南本町2-1-3 セントピア堺筋本町ビル5階)宛

【注意事項】切換日以降に契約解除(クーリング・オフ)をされますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。

※記載価格は、消費税8%に基づく金額です。消費税の変更に伴い金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は平成29年12月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法(平成26年6月18日改正)」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。